

象徴天皇制とは…なぜ日本は天皇制なのか② ——美濃部・宮沢の「八月革命」説をめぐって

天野恵一

「顕教」（神）と「密教」（人間）の入れ替え

僕は戦後の憲法の話をする予定なんですが、戦後の憲法というより、まず憲法が成立してくるプロセスの話をします。

伊藤さんのふれた久野収さんが「顕教と密教」で戦前の大日本国憲法をどう解読したか。この高名な論文「日本の超国家主義」（鶴見俊輔との共著『現代日本の思想』岩波新書、一九五六年）のなかでは、この「二様」について、官僚層（統治集団）全体は天皇機関説で支配したけれども、庶民に向かつては神聖化された天皇、顔を見ると目がつぶれるとか、写真の顔がうつっている新聞でケツふいちゃいけないとか、そういう絶対神聖、現人神、絶対の神としての天皇を押し出したと言っています。顕教（公然化）としているほうはそうですね。知識のない庶民はみんなそういうふうな天皇を考えていた。しかし勉強のできる官僚層、統治集團まで登り詰めた人以外も含めた、ある種のインテリ層は天皇機関説。天皇機関説というのはどういうことがというと、久野さんの説明は、伊藤さんが説明されたことをはぶいていうと、人間として天皇を見るということですね。國家の統治の最高権威者としての天皇だから、一方で神聖不可侵の神様を庶民に押しつけたとすれば、インテリ層に向けては人間として当たり前の機能、國家統治の機能を果たしている最高の

權威者として、人間としての天皇をみるというアングルを天皇機関説は与えている。通俗的には「神」。でも高等的には「人間」で、伊藤さんのいう統治集團も天皇を人間として理解し使おうとしていた。そういうふうに天皇機関説をおくと、顕教と密教、ウラとオモテという関係でいうと、オモテは神様、ウラは人間。人のほうにアクセントをおいたのが機関説的な合理的な理解。戦後、美濃部がリベラルだとか言われているのは、戦後の人間天皇主義みたいなものを大日本帝国憲法下でやった、という言い方もできるという、学説的な意味づけになっていたからです。そうすると、敗戦を挟んで何が変わったかというと、ウラとオモテが入れ替わった。

今日、僕が説明したいと思つてるのは、天皇制というより、戦後、近代日本国家における二重構造的な性格です。これは伊藤さんの話でもんなそういうふうな天皇を考えていた。しかし勉強のできる官僚層、統治集團まで登り詰めた人以外も含めた、ある種のインテリ層は天皇機関説。天皇機関説といふのはどういうことがというと、久野さんの説明は、伊藤さんが説明されたことをはぶいていうと、人間として天皇を見るが戦後、どうなってきたかというのが僕のテーマです。

「公」と「私」の二重構造

もうひとつ、二重構造の問題、人間としてみるか神としてみるかという問題を別の土俵に置き換えると、国家的「公」というものと天皇の私人性の問題ですね。神のほうに引っぱつたら、神様は人間じゃないわけで、プライベートな私人性なんてもつてないんですね。国家的公というものは基本的に私人性はないんですよ。天皇に「私」なし、というのは天皇主義右翼の観念ですけど、天皇は国家的公に全部入っているので私人性というのではない。それが戦後どうなったかというと、「公」と「私」が分離されて、天皇に私人性を持たせたのが象徴天皇制だというわけですね。だけど、「天皇に私なし」という観念も生きている。ウラとオモテが入れ替わったとさつき言いましたけど、「天皇に私なし」という観念はウラに入つて、公私を分離しているというのが表側の建前になつたのが戦後憲法の性格です。人間と神が入れ替わったという問題と、「公」と「私」が分離できるという観念がオモテになつて、天皇は「公」そのものであるというのがウラになつた。

そのことになぜこだわるかといいますと、戦前の時空間を支配した原理と戦後の時空間を支配した原理は隔絶的に違うんですよね。その点は憲法の体系でみると一番わかりやすいんです。「公」と「私」の問題でいいますと、皇室典範というのは「宮務法」で大日本帝国憲法の横並びにあつたわけですね。皇室典範というのは皇室の私事です。ただし、彼らのプライベートなことはみんな国家的公共性の土俵にのつていて、それは臣民は手をつけられない空間なので、現人神の一家の内部規律と國家の政務的システムの規律が同位のものとしてある、皇室典範というのは憲法と横並びの最高法規だったわけですね。そしてそれは憲法以上に

臣民が手をつけられないものとしてあった。天皇皇族の私性というのは、国家的公共性と横並びであり、それに吸収されて存在していた。

戦後、皇室典範が下位の普通の法律になつたわけですね。名前がそのままになつたからややこしいんですが、下位の法律になつたということは、逆にいうと、建前としての天皇・皇族のプライベートはあるということになつて、天皇のプライベートは国家そのものを負うものではなくなつた。基本的にまつたくプライベートな要素は皇室典範からもはずしました。この場合、皇室のプライベートというのは、国家の象徴職のプライベートだから公共性を持つちゃつていて。例えば即位することとかですね。象徴という観念のややこしさは、「公」と「私」の関係で言うと、どうしても建前として「公」と「私」は分離されていると言つても、一個の人間の身体と存在が国家の象徴である人というのは、象徴II人間になつても公共性を持つちゃつていて。神様じゃない建前になつてもですね。象徴っていうのが持つ公共性は内部にあるんですね。建前では公私は分離されている。皇室財産法の規定、内廷費と宫廷費を分けてプライベートなお金が、実は税金からとつてゐるんだからプライベートでもなんでもないんだけど、私有財産というのはあることになつたんですね。皇室のプライベートな金というのがあって、金の使い方は、国家的なイベントに使うときはプライベートな金を使うんじやなくて、あとはプライベートのときは内廷費を使うんだつていう建前に、財産も予算も分けたのと同じように、プライバシーもあつてプライベートもあるつていう建前になつてゐるんですけど、プライベートな儀式であるはずのものが国家的な大儀式に転じざるをえないときがある。それは即位の儀式や大嘗祭が典型的です。ややこしいのは、現人神であつた天皇が、人間天皇に置き換えられたつていう建前になつたときに、例え

ば祭祀権みたいなものを中心とする天皇が独特に持っていた権限という

のは、制度的になくなつたものもある（例えば国家神道）けど、実際に

はプライベートといわれる空間に追いこんで全部保存されたんです。大日本帝国憲法下でいっぱい持つていた権限が戦後憲法になつてなくなつ

た。その一番大きなものは祭祀権ですけど、神様として皇室でやつていた儀式は、実は残つてゐるんです。資料に出した表は原武史の『昭和天皇』（岩波新書、二〇〇四年）からとつたものですが、戦後もプライベートな行為としてやり続けているわけです。天皇の一族というのはずっと神様の一族で、万世一系の神様一族に向かつて現天皇一族が挨拶をする、神の一族としてのアイデンティティを確認して挨拶をするという儀式ですね。国民に向かつては人間だつて言つてゐるんですけど、本人たちはこういう儀式を一年を通じてやりつづけるわけで、そこでは神様としてのアイデンティティを持つてやつてるんですね。そうじやないと天皇は天皇たりえない。外に出ている世界は人間でウラの世界は神様。そういうややこしさが重なつてあるわけです。かつてオモテの世界で神様として振る舞つていた祭祀権が、制度的には削りこまれて、皇居のなかの宮中祭祀として残つたという二重構造のからくりみたいのがあるわけです。

この問題の矛盾が全面的に噴出したのは大嘗祭のときですね。新嘗祭が代替わりのときは大嘗祭になつて、天皇のときの代替わりがそういうことになると、国家的儀式として演出せざるを得なくなる。国家の象徴職の転換。そのことを制度的に保障しているのは、皇室儀式をやり続けているアイデンティティのなかで保障されてきている。皇室のプライベートな行いであるといわれているなかに国家的な象徴職の公共性の根拠が置かれている、ものすごくヘンなシステムなわけです。オモテにあつた祭祀権をウラに隠し、しかしながら表に出さなければいけないと靖国神社の問題に重ねて言えば、厚生省が戦死者の名簿をつくつて靖国に届けていた。つまり國家がバックアップをしながら靖国神社がなんで支えられてきたのはなぜか。政教分離の論理で言えば、やつちやいけないことをずっとやり続けたわけですが、それをやるのが当たり前なんです。天皇の神社としては死者（戦死者）を祀る神社としてやらざるを得ない。これも裏表の関係が構造化されていることで同じです。靖国神社にとつては、天皇というのは戦死者を祀る神なんですから。国家の象徴職である天皇の神社なのだから、厚生省が名簿を管理し、提出するのには当たり前である。ところが戦後憲法の政教分離規定というのがオモテにあって、天皇は人間で象徴職にすぎないという憲法上の建前がある。憲法上の建前とウラの実態というのは構造的に背理しているというのが戦後象徴天皇制国家の型なんですね。戦前の大日本帝国憲法下の建前の表側と裏側が逆転する構造になつていて。官僚集団自体はその谷間をぬつて連続して走つていて、という構造になります。天皇家の公私というのは普通の公私と全然違うというのは、わかりやすいのは、雅子問題でもそうですが、「セックスすることが公務」なわけです。男の子を産まないと国家の象徴職の継承者ができない。普通の人間にとつては私事中の私事ですよね。まあ公的なことではないですよね。ところが彼らにとつては男の子をつくるということが国家的な任務なわけだから、まったく私事性なんてないんですよ。建前として公私が別れているといいながら、実は全然実態として別れていない。そして裏側では神として

いつた問題です。

靖国神社の二重構造

の公共性にアイデンティティをもつてているという、非常にややこしいシステムが象徴天皇制だということです。

裕仁は相撲が好きだったといわれている。相撲が好きというのは国技だからいいんでしょうけど、鼎原力士については名前をあげちゃいけない。どうしてかというと、オレはアイツが鼎原だというと全国民的ヒローになっちゃう。だから言わないと。私的な感情については統制する、好みについては言わないというスタイルをとっているんですね。それでも浩宮が愛子の育児に使った童話なんていうのは、ダレソレが書いたものだとバーッと広まるようなことがあるわけですね。でもあまりそういうことをやつちゃいけないことになっているんですね。プライベートな感情は表現してはいけないもので、そういう意味でも普通の人間ではない制度のなかに生きているんです。象徴天皇になつてもそれは続いているわけで、でもそういうものであることは触れずに憲法上は私人と公人は分けられる建前になつていて。それは政教分離規定がありながら靖国神社が残つているのと、同じ重なつている問題です。

戦後憲法の四原則

人権規定や平和主義、民主主義が戦後憲法の三原則と言われているわけですが、どう考えてもそれ全体を規制する原理として象徴天皇原理みたいなものが、もうひとつ実際的な機能として埋め込まれているのが戦後憲法である、というふうに読まなければならぬと僕は思います。天皇が延命することで、オモテにあつた祭祀権を中心とする独特の権力というのは戦後憲法でも裏側に埋め込まれて生きている。むしろ、その矛盾したシステム自体をうまく調合しながら展開してくるのが、伊藤さ

んの言う、戦後の統治集団の役割だったのだと思います。天皇の位置づけと使い方ですね。ウラとオモテで全然違うものをちゃんと分けて、実際に裏側にあるものをあまり見せなくするふうにしてきた。全部見せないとなんのために裏側でやつてるかわかんないから、局面局面には使わざるをえないわけでオモテに出すわけです。でも本質的には人の目には触れないようになつていて。あまりオープンにはしないという構造でやつてきた。

それともう一点、美濃部の学説を伊藤さんが丁寧に説明されました。が、戦後の上杉と美濃部の対峙ではなくて、美濃部と宮沢俊義さんという、師匠と弟子の関係が戦後の憲法解釈を形作っていく構造になつている。戦後憲法なるものをGHQが押しつけて作り上げたときに、あの理念に対応できてスッと解釈できる憲法学者つて日本にはあまりいなかつたんですね。美濃部は、伊藤さんがおっしゃったような解釈改憲主義者で、ある点でいうと非常に天皇機関説で自由闇達に解釈していたところがあつて、その機関を象徴天皇に置き換えてうまく解釈することをはじめて、「憲法普及会」とかいうところ、要するに行政とからんで本をだしているんですね。『新憲法概説』というのがすぐ書かれた。発布の年ですから、一九四七年ですね。『日本国憲法原論』(有斐閣、一九四二年)は美濃部著で宮沢補訂というかたちで出なおされている。

美濃部自身は天皇機関説で東大を追われているんですけど、宮沢は戦後の東大法学部の憲法学の教授として座り、美濃部の弟子筋として座る形で、伊藤さんがおっしゃられたように、官僚のトップとして自分の学説を流布し、官僚が読む。天皇機関説に変わって宮沢憲法学説というのが、いわゆる司法試験の正解の部分となる。通説として宮沢のものを読んでおかないと司法試験をうけづらいんですよね。そういうテキスト

だつたわけです。六〇年代ぐらいまでは間違いなくそつた。

その美濃部は枢密院の議員だつたわけですね。日本国憲法の成立に、議会で反対したたつた一人の人です。そのことが大きな問題なんですね。官僚のトップとか国會議員とかお国のエライヤツなんかはみんなGHQの政策に従つていくだけのなかで、なぜか強固に最後まで反対する。出席を拒否するところまでいつて、議会に出ないで最後まで反対する。なんで反対したのかというのは、それ自体おもしろい問題なんですが、弟子の宮沢さんとの関係でいいますと、敗戦後、すぐに美濃部学説を復活させる動きがあるんですね。右翼に弾圧されていたということもあって、敗戦後おもてに出てくる、宮沢さんも一緒に出てくる構造にあつたなかで、新しい憲法をつくるべきか、などというインタビューをされているんですね。そうすると、美濃部も宮沢も同じスタンスなんです。新しい憲法なんかつくる必要はない。美濃部は、大日本帝国憲法の解釈を変えれば、「オレの解釈に従つたふうにやれば戦後の憲法なんかつくる必要ない」というスタンスだつた人です。古くさい人です。そんなに戦後に対応力があつたわけではない。宮沢さんも若いのにはじめは美濃部さんと変わらないスタンスで言つてた。その美濃部が憲法改正手続きが民主的じやないからと反対する。時流が新憲法づくりに流れているときに彼が最後まで反対したというのは、そのことで違つた判断が生まれてくることがある。

手続き論的にメチャメチャだから反対だ、というのは美濃部が言い続けたことです。ここで紹介するのは、松尾尊児さんという「大正デモクラシー」の研究者ですが、自立、独立を重んずる美濃部というのがいて、要するにアメリカに押しつけられることに最後まで抵抗したんだ、といふ解釈をしている。僕などはそれは少々深読みだとうふうに思うんで

すけど、たぶん、美濃部の言つてるとおりのことだと思いますね。新憲法になつた場合に天皇危うしと思ったことはあるだらうけど、もう一つは手続き論的にどうしてもイヤだつたんですね。手続き論として何がどうおかしかつたかについていろんな本で説明していくことになるんですね。『新憲法概説』でも『憲法原論』でも。もし本当に新憲法自体を拒否すべきものとして、アメリカに強制されるのはダメだから止めたんだ、というなら、すぐ飛びついて新しい憲法の解釈学の本をバーッと書くなんていうことはしなかつたはずで、その意味でも松尾説はほとんど根拠がないと思うんですが、解説のなかになぜ反対したかわかるようになっていてるんですね。そのことが結果的にいろいろおもしろいことになります。何が手続き的に許されないと思つたか。そもそも國民主権憲法を現人神憲法から改正手続きで変えてる。大日本帝国憲法の改正手続きで変えるんですね。

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十一月三日（以下略）

「そういう、新憲法の公布の詔書が、そのまま「上諭」という形で戦後憲法の頭にくつつけられているのです。これは裕仁が「私がこれを公布せしめた」という宣言書です。國民主権の憲法を「天皇が公布せしめる」という構造はおかしい。そもそも民衆の多数意思でことを決すべしとい

うポツダム宣言を受諾したときに、大日本帝国憲法もそれにまつわる法令も全部失効しているんだと。失効したもののは手続きで新しい憲法をつくるというのは、そりやムリだと。法手続き論的におかしい、ということで美濃部は反対したんです。だけど、政治的にそれができあがつてしまえば、法理としては形式的にヘンだけども、それはそれで、つていうのが美濃部ののちの論理です。ポツダム宣言受託のときに大日本帝国憲法以下の法は失効した、という理解の仕方、国民主権の理念というのが國是として入ったわけだから、大日本帝国憲法は失効したと。そういう政治プロセスを経て、法理論的にはおかしけれども新しい憲法はつくられたんだ。だから、これは実は改正ではなくて新憲法の制定だったのを、改正という法的な形式を取らざるをえないから、やむをえなくやつたんだ、という説明を、反対したときの論拠と現在の解説の立場というのを整合的に説明しているんです。何がここで問題かというと、宮沢さんといいう戦後の最高の憲法学のドンが、著しく早く戦後民主主義に転身していくんですけど、美濃部のこの着眼と説明に依拠して、「八月革命説」を打ち出してきたということなんですよ。

八月革命説

宮沢が「八月革命と国民主権主義」（『世界文化』一九四六年初出）で何を言っているかというと、ポツダム宣言を受諾したときに革命が起きたんだ、国民主権革命がおきたんであって、現人神一家の意思に基づく天皇が、国民の総意によつて天皇が位置づけられるというふうに転換したんだ、だから、国民主権のデモクラシー観念が天皇をオーソライズするという、逆転した構造になつた。民衆の多くは意識していないし理解し

ていないかもしれないけど、革命だつたんだ。革命だつたからこそ、新しい憲法が作れたんだという説明を「八月革命説」というもので展開する。これが戦後理解のベースになつてゐる。これは憲法学者だけの主張じゃないです。ほとんど戦後左翼の民主主義派のある種の前提になる論理です。つまり、この「八月革命説」を準備したのはなんと美濃部であつたということ。日本国憲法の成立に反対した美濃部が、反対するため開示した論理を、弟子の宮沢は戦後の憲法の革命性を教示するためのロジックとして使つた。そういう構造があります。皮肉で面白い。

美濃部の天皇機関説というのは戦後に適応できる内容をもつていたんですね。天皇を神様として絶対化するような位置づけがないわけですから、国家機関として権力的にすごく制限された象徴天皇として位置づければ、天皇機関説の連續性で戦後憲法も解釈学的には成立する構造はある。ただ、それでもやつぱり、統治権者を「万世一系」の天皇に位置づけてしまうような感性というのは、いくらなんでも古すぎるわけですね、根っここのところは。だから戦後憲法の天皇条項の解釈なんかで、「国民が天皇を尊崇する義務を負つてゐる」とか言つてゐる。天皇家を愛していますから、象徴天皇制の条項の解釈でも天皇の宗教性、政治性はないという建前のうえで、すごく重く解釈していくわけですね。また、かなり象徴的なのは、戦後国家は共和制か君主制かという問い合わせをして、宮沢は断固として共和制なんです。それに対し美濃部のほうは断固として君主制なわけです。これは天皇の重みが全然違うんですね、象徴天皇の解釈でも。美濃部的な解釈というのは、実は吉田茂など首相から官僚層までの全体のホンネに近かつたのではないかと思う。宮沢は建前のほうでつっぱつて断固として共和制であるという解釈にひつぱつしていくわけですね。こちらの方、若い宮沢の方が戦後の時間の中で通説になつていく。

さて、戦後憲法発布の時の『朝日新聞』を資料に入れておきました。「よろこびにわく国民」ってこれ、皇居前ですよ。天皇陛下バンザイで公布しているんですよ。天皇が下賜した憲法。これが戦後憲法のスタートなんです。どういうふうに憲法がスタートしたかをみておかないと、このことが一番大きな問題なんですよ。文字通り天皇が国民に与えたんです。下賜したのが戦後の日本国憲法なんです。それと同時にこういう政治的セレモニーがあり、新聞の一面で大々的にこういうことが報道され、それで戦後憲法はスタートしたんだ。それはちつともデモクラチックじやないわけですね。これは美濃部の解釈に近い風景です。庶民感覚も美濃部の感性で始まっているんじやないか。簡単に言えば、「象徴天皇制デモクラシー感覚」。象徴天皇制で天皇が存在することとデモクラシーであるということが矛盾しないデモクラシー感覚。これが日本の支配層全体のホンネで、美濃部もそういう解釈。弟子の宮沢は世代が若かったから、戦後入り込んできたデモクラシー感覚のなかでどんどん変わっていく。社会党左派が成長していく過程と重なるんですが、戦後の民主化運動の歴史と重なるように、宮沢は象徴天皇制デモクラシーという土俵は美濃部と共有するわけですが、デモクラシーをむしろ象徴天皇制と対峙的なものとして評価していくような解釈にいく。デモクラシーによって天皇制の権限を縮小的に解釈するという方向です。平和主義と人権主義で天皇主義を包囲していく。ないしは、包囲するんだつたらいんですが、天皇主義をないよう見せるというのが宮沢天皇学の展開です。ないように見せるというのはどういうことかと言いますと、皇室祭祀をやっている天皇とか、神様というアイデンティティをもつて生きている家族の問題とか、そういうことをウラでやり続いていることの意味だとか、そういうことについての言及は実態としてなにもない。ひた

すら天皇制を形式的な儀礼的な存在にしてしまって、残っちゃったけど、ホントにつまんないものなんだという解釈だけつくつていく。これは憲法学会全体を支配していきます。宮沢的な説の影響というのは、社会科学全体を制約するぐらいの影響力を持ちましたから、非常に不幸なことで、國家の象徴という形で、かつては現人神で君臨して、戦後は象徴職という相対的に限定されているとはいって、一個の身体が国家の象徴であるというシステムそれ自体が実体的にどういうふうに作られ運営され機能しているか、ということについては、ほとんどまともな分析が入らない時代がずっと続くわけです。それもデモクラシー感覚のほうから見せなくしていつちやうという構造は、ずっとあるわけです。

「皇室祭祀」の露出が意味するもの

原武史の『昭和天皇』は、皇室祭祀をこまかく分析している。ウラで隠されたもので分析しているんですね。天皇がその中で何を考えていたのかが出てくる。祭祀に熱心であるかどうか、どうして熱心になるかならないかとか、分析している。

二重構造でウラに隠されてしまったのもオモテに出して全部分析しないと、象徴天皇制つていつたいなんなかは本当はわからない。二重構造の構造全部を対象化していく努力をしないと、オモテの顔だけで分析していくと全然見えない。その分析をさせない、あるいは隠していく力学で戦後デモクラシー的な天皇理解があつたということです。原のような仕事が大きく浮上してきたのは、天皇制の位置づけを支配者がまた変えようとしているからですね。

もうひとつは、今おきている問題です。自民党の「新憲法草案」とか

その前に出了「論点整理」が何を目指しているかと、祭祀権の復活です。右翼にとつては悲願です。それはどういうことかというと、宮中祭祀を公務として位置づけることです。もっと驚いたのは、それが出た時、それがどんなに恐ろしいことかということを、マスコミの世界では誰もキチンと言わなかつたことです。天皇がやるいろんな国家的な行事は、建前としては神様じゃないことでやつている。それが、宗教性を帯びてくるということはどういう意味を持つかというと、戦前の時空間を体験している人はすぐわかるはずだと思うんです。そういう神聖な身体が宗教がかつて絶対神として振る舞うことが国家の性格としてオモテに出た時に、オモテに出せばそつなるように作られているんですから。

いま、自民党の憲法草案をまとめる立場にいた中曾根康弘のラインが考えているのは、戦前型の祭祀権の一〇〇%復活ではないですね。だけど、戦後国家の、公私を分離していることになつていて象徴天皇制とは違う類型の象徴天皇制のシステムに置き換えるということだと思う。それは、半分神様を復活させた象徴天皇というのが、第三類型で目指されていることではないかと思う。ウラにあったものが少しオモテに出る。戦後の象徴天皇制の問題というのは、ウラに保存されていることを問題にしないでできたことです。祭祀権者としての天皇をどう使っていくかといふ要素は、簡単にいふと、戦死者が出る国家になつたときの対応というふことだと思います。戦死者を国家がどう祀るか、あるいは追悼するかということは、戦争をする国家にとつては大変なことです。その場合、近代国家の歴史で言えば天皇をどう使うかということが、靖国神社問題を含めて非常に大きな課題になるわけです。

ウラとオモテの関係が第三類型の国家の形で進んでいるということは、戦後の第二類型の象徴天皇制でもウラがちゃんと保存されていて、それ

自体は手を触れられない状態でありつづけたことに、批判が全然入らなかつた結果です。象徴天皇制の理解というのは、憲法の建前が成立することを通してウラに隠されてしまったものを合わせて実態的に批判的に分析していくことが大切だと思います。

伊藤さんの話された統治集團を真ん中に挟んで、祭祀権をどの程度復活できるか、ないしはさせるべきか、について、政治家は真つ二つに割られていますね。どうしても伝統的な右翼は元通りのものを目指す。でも今この時間で現人神なんでものを頭においちやつたら、この国際社会でやれるのかというのは当然ありますよね。それと歴史認識問題も当然ある。かつて「現人神」天皇で侵略したアジアとの関係で、それで乗り切れるのかというと、それは難しいでしようね。第三類型として大東亜戦争の肯定論でもないし、侵略戦争植民地支配の全面否定でもない、みたいな歴史認識が日本の近代史について形作られてくるのと対応した力学で、なにかがつくられしていくことになると思う。その場合、二重構造がどう捩れて密着した構造になつていくのかをみながら、ちゃんと歴史的に批判し続けていかなくちゃならないと思います。

(あまの やすかず)